朝野雜載

七

明治二十九年十月

特別
14
1919
27

176333

○十月八日於走水　今夕学校校員のあり人々を六畳敷に
陣る方自由党員新聞等を閲覧の為に入る居間の為に伊藤
伊東民代議士自由党員を代る所内閣を改正政綱を世に表せしめま
りと既常の運動をなすもの多し
等之れを反抗し官吏の多数へ多く説服せんと
その中門に陣る義をしきりに
めて至こさる一のもの二人金等問ふ然る政綱も説服
別会せざるもの多し行くの曰く長崎衛あるさく為るべ

38- 8855

於てこれよりもあるまじ　防衛の策を誤てい方ら松陰を
強迫する必要あるやと問ふて双方とも吟味実を氣のあるな
る信ずる能わざる強迫も也果あるまじ　談又吟味
の形迹の要領を得る尾張の話ありたる伝の吟味の聚
ハ行内容の事ハ実の能力の事実の推察をた
だに見てある言葉神経の話なりと云ふ処
此上も吟味ハ大に氣勢を強くなるべ
せて之れを為すの推察を為ける松陰の之を聞
貴る及動を能すべし　義理の関係を為ること各社の点の精
神も自ら知り知つてのみならず思ふる体し吟味の強き故

吟味を為すのみならず能てハ松陰のあき決して喜んでいたらざるを
松ちんどの素ハさる所以ハ往来点の味方なりと自ら思ひ
事実能今も面の思ひ潔なる強行吟味の吟味の強
まる能ハ斯くまで松陰ハ民答を味方をあるやとの観
念を能さしめ為ず不利なりと云ふあるよ　現に大隈（ママ）
ハ尾張の国ハ吟味ハ何能吟味を為ふ能関係なるやと強ふる
る尾張ハ内容ハ何能吟味のあるやと反問し
なりと云ハ何んも吟味内容ハ吟味内の為抗を受け為んと事
或の為抗なる能ふ能内容の忠点一なるべき二三大ほんの為なる
状然なるやと生清見を為ふ為ふ為ふ

府を設けて度支官を置き官制を改め政務を簡略にし人民の負担を軽くせんことを期せり而して今日果して如何
なる方法を以て之れが為めに成績を挙げんと欲するや其の為めに先づ大勢を概観するに
得たり此事たるや又剰員を整理するに伴ひ人民の負担の軽減を図るの目的を以て
行はるるものなれば其の成績の如何は直に政府の信用に関する重大の問題なり
而して此成績を挙げんとするに当りては其の方法

事を聞る所心のあるあきらめあり所に行る中に教を受まて帰
宿するを叱しかるの

○十月十二日 学校を行を高橋氏滋味と
らしもるこ分関係の教授をあく立原大隈の伝をとて授と
同じ高橋氏学校滋味の学校を貴社に伺候
を内に学ぶ久しく学校授をとて陸奥の長岡
を能く学ぶ近衛公貴を滋味とし始めのもの
と拙あて弱味ある提紙をあるとうを先き伺候ずに
滋味は眠く近衛を内法しとすること思ひの貴社の提紙は
ある弱味あるとて伺候をの通さすに未だ学ぶ滋味と

法とする伺学の拙者を云思あり拙者の見るまるの通
衛公の教命はあるべし死れも名の正をいくば生つ西園
寺候を推さいるを得ず同候第正さるを拙
里田英を先きを推すこを拙
りて得ばくず学校滋味は
也滋味塾理を伺の興を家を今作学人は
関の性質を知るしたさるやといきまき喝破すの仕
道も立て詩をを和を滋味を
ならこを学ぶと

○同日 今日地方史を学て首相を政治を学ぶ

の事は藩の伊東巳代治氏と自由党の星亨氏との政権争奪の如き全力を用ひ一時人をして殆んど生存の存在の如き感ぜしめたるの観あり
而して自由党の内閣を組織するや其の政権を分つ者は伊藤派の政党
板垣氏の自由党の如き其の主義を異にし
政治家の進歩を妨げ
政党内閣の成立を見るに
政党内閣の成立は
政党の
政権を
一時の
内閣の
十二
時の
政党の
政権の
事を
一定の
経過を
経たる
北海道の大隈を
隠の人を
表面
及
北海道
北海道
北海道
進め
政党内閣
政党内閣
政党内閣

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八性質上級者たりと論じ六番は性質下劣なるものの実際
[illegible]
右例の如き人生まるべしと論じ識海果てし無の不採決と
りて帰納的なる性質上級者と決しとする次之なるの場合
[illegible]
位を得ずしめて一のうんうんの説もなり詩的角動も
生存と決しなるべの考の諸海を総合するの徳義を生
[illegible]
と為す代表の場合の中なるものを作者を許すことなるの
一面なる先ず属的なる今日の今般の我国の道正なる部を

法なる面なるべし或は一具なる純なる識海も相ひて後なる他の後
の面なるべしなるべきのなるべく説の結論なるべしなる後の人
学を斯なる説をなる純なるべし[illegible]なるべし他の集なる仏
なるべの国なる傍観なる注意し他と合致なる金を如
りなる金属同く新面なるべし[illegible]の説なる属なる
なるべの面なる哲の決し採用なる学者の説なる
と動し去動を決なる異なるべきを認む保し敢て反動
なるべきもあるべし新面なる後の動作を見て可後なる
なるも後なるべしと決の徴果文を提出なる二なると又一の法徴
あるを提出なるべし新面なるの説なる五五結果をなる

然れども其の後未だ幾ばくもなくして幸運を交渉を遂げ
完全なるのみならず助けとなると大小と又一の活動者を
接せしめ以て内閣の政綱を大作なる事也此の文意の如き確を鉄
くを遺憾とする所なり故を大作なる次大意貫一の如
之を接せんと欲すと田口は幸運あるを同意をもつて内
閣の政綱中幸人の意を幸運を以て幸運伝内閣の件人権の件等
の時を久くして勝時を政綱は伊藤侯と共也すと雖
し且つ伊藤内閣の財政系は金の力を抜かんと及ぶすることなる
ふ之なる事も内閣の方針をれるの如き
未だ此のうちにさんも金を見るなるべき事なるこれは

利害然とさるべし左れば内閣の政綱は政を為す
事業の国家の国家を為す義務の如き義務を負ふ
は此等の事も并度の法を以て故を偶々偶々
関係の事を為すべきの如きは太子対すること
内閣の事を為すべきの事なるべし四余は
事なるべし事業を為すべきの事なるを以て政綱
しを政府の事を民間の事の注文は為すべきの
ますます進歩業の事情を個人の金を
報酬すること或人と為すべきを見て唯に金の業を
を無きことのいかんを多くは藩の屬する個条を以て政

編成の主さいりしてうん千代子の事のあまる年をして切て政
治のあるまゝに教育者に言葉のこと云う試と金子書きお
ある個条を順序を以て問ひきたりて之を民間の意
見を聞くやうなること推奨まうあり故に金子委員と
して政治の改革をむすうとをもとして論じ丈記をも
うる決心あるを朝議ちんとするやうや移奏をなすべしとの
論説き於局に事由る決しん今まで決定保証をしてゐる
二十名中に渡久保氏為等人函館に通信をすること中に先
陣をなすこともあるもあるものの設施を独めなんとをひき
清き秋の安をうえ間今屋敷人千姫をる保護法御事を

朝議すべきあまた部落をものの修正を拾しこの為しの為
中を保護をなすべきこと云ふことを要せず二十六
時人相方前まるう清流を方針を個条をあて膳列し
大言の膳時をうるを進ぶ西流の海軍をかく之人の向
つて表面の方針と同じきをいて表面を基として政府を助
く弱のも言後を基うも行之の副りさる人の所をる是
ものを人を保政府の行政をうを人者重い之をを改数をするを責
務をあすと云ふ所の所り此事をる自分の膳時をる政府強
てよきを和睦をなすべく飛をうを兎を面一応庭をあるいは物
るどの流弱をうるなど大意に基く設をに政府を交際しを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

樺山等と交分内法を定めしめ隣邦の南方の領土書を手渡
き先方の者を少きを上策とす南方らは大平指山の者人
を派遣し先方らも斯く云ふ南方から斯く云ふ南方から仍
くトロめ先方うも応ずること云ふのめく隣邦の下組を立て
領土的の交際を双方行事も斯んなることも扱て余
は禁止とせる進歩童二つ手結ち方針を八ケ条を
認めて牛文へ即ち此度し条を頒布す大蔵政府の政府の如
くなるも此あまり速度接近の如く政務
交を重ねる為長者を政務とせるは、剰餘
生支出の手段を改むるは、其度守備隊の事等を

加へ行ふ初め此案を大蔵卿上申方を平し民間の者
の案を聞いたる案し政府の家格
は今印内閣を呼ぶ但し海軍拡張の事も同云
ふ云ふ孫子弟の事を云ふを政府は其
ることを云ふ此点は出ることを
時者を後年を云ふ
し斯道歩車一二のもの交際を目的を云ふ南方も
又徐東政府法律の帝国政府を為を各者の大臣の
政府を第一を統一を大いを見者自ら事務
源を為る大臣を定めんとを拡方は実

書を送の事ども政府に於ても輝山を徴するの事務
大臣と内議し左の如也 東京の文部も輝山と同
様の意を其筋へ通じ其筋より輝山へ
例命を与へ文部省より金五拾円を
輝山活岡の期を待て四月廿日頃出発
見送りの為め偶大学校の用を輝山へ命じ
民部省より三の注文書を出し該文を輝山の
京輝山へ命じ用意致さるべき政府より新宮
ろんりゝ他しと考へ歩行停止の義風伝懐
のあるべき制度を文部と共に政治上の
事

度ゝ考へいたりと考ひたりの北海道と大なる仕来り
事業上政府の為めに服従する能と
上人政府出張の期も如何と
山より文部省へも度ゝ
結束を堅く折しも幸行
り時を又神戸鎮台別に洋行
嘆しとの呼び出し
も後日今日の人を派遣
を席を花ゝしも面白の人
政府今人休憩を宣告
度ゝ於を二度に低頭

黄鵠と曰く新内閣の組織を終るや
あるあひだあるべきなれども苦しうるべき内閣をあらたし
と衆議なかなかに中々に行ふ方を採ぶ方なるべし
秘密を守らんとせし（北海道新聞に既に後人の秘密を洩ひて
て秘密を守くるものも秘密を洩すことなかるべ
きなり）北海道新聞は政治問題に秘密を公にあるを
とて代議士まで正論をしるべきなる北海道を北海道にあらし
むるべし論ずる政治家の成績を立てし是うなる
のみならずもなかるべきなれども一同友人の同盟をなんが
おなじ陽春のもとに氣の為に氣をいしけんべ一言

の演説をあらんと云ふ二番目ぬるもと之のみ同意なるの居
成るべ既に北海道に於ることなる論じ此に同じ
ことなる北海道を及び東京をみるもを意也と論じ政
西各自信新聞社長を寄せ
問答答して曰く政治の為なり移を為ることを四五回移
をなるる毎に所論をちひ生部長あるべきことを
なり内閣組織任の間事のめき初移すべ共同一致輔弼の
職をあるべ而して輔弼の職を要するべ議員を定め
さるべるべとあるべ曰く新くあるべ改造内閣とるべ
の演説なりし曖昧のものとなるべ外交の方針のめきも初

[illegible]四権を廃止し通商[illegible]利を伸暢(て)月と絶
き法あることを知ることなくまんまんたる海集者の自由を[illegible]
んるき様来を解くの法あるしを割り法律政度のなきあ未
を具して法令を授けるとあるしをも割り一切之海集者
等の之のをも割らんとするを者の特権を[illegible]死すと称
らるに出しも辛みて存すること[illegible]之のを要すること
政府者多の所論を[illegible]法人を不問[illegible]と同じく
全く不問[illegible]成すこと[illegible]ツマリ余の政府と法人の何れを[illegible]
成すやと云へば全く法人を設立するの[illegible]作し此政府
を[illegible]ん[illegible]と云へば[illegible]
[illegible]彼芳の自

恐れて改革の実行を怠ることなく今我接けすとあるに
彼芳の自暴自棄を隔らんとの内閣の利害如何の刺激
[illegible]改革の方向を偽ることなく全くの[illegible]此
[illegible]ること論なく放逐することあるべし何の放逐とか
差支なし全く僕の輔弼を知らず我内志の仮宜を図らん
とするおそれ[illegible]法人[illegible]此内閣を接けすとする人
僕の現在の位置[illegible]の賀[illegible]
非難の[illegible]と問ふ僕[illegible]の賀[illegible]
内閣[illegible]政府の[illegible]と云へば六[illegible]
[illegible]支出の人[illegible]迄[illegible]法[illegible]
[illegible]行政改革は極めて[illegible]

之今ゝ大隈侯ゝ名之ゝ海あゝとゝ云々（このゝゝ友ゝ正也）
ゝ情神戸の活版を改刷の由情ゝ及ゝ
異ゝしゝく田ゝのゝゝ神戸の巻ゝを稍ゝゝ政府の狀況ゝ
心ゝ人ゝ今ゝこゝゝ情ゝ迄ゝ迄ゝ決ゝゝ
論ゝゝを設ゝしゝゝゝゝ
政府ゝ要ゝ要ゝゝゝ
見ゝ設等ゝ
ゝ意ゝゝゝ
折ゝ
二月也

○十月十八日大隈侯遭難七周年ゝ
稲田邸ゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝ

[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

大隈の中往ものあるべき中間故意ありて
く遠ざかるべきとうあまのかるせや 婦人大隈の今年織過ぎ
勇士年令拔ヘ下らんと中はい織過拔河原士七八人を
殺るべき家々を焼き捨て老若男女を殺し日本政府今京を侵らんとす四
日本政府今京を侵らんとす開戦まで軍出ずまず進
みべき人のお薩摩のみ是れ人も拔年者を立ておこん
ハ高ほう高知也 生次所申諸あるを使ふ而
一七人高人之をひかり後婦人の拔使を使ふ今
余後を北方を笑ひ婦人出る之をくん八僅室
くハ生株を遠り家けんを金知りて流すこん之を一時の戦

流血を流ん真間月と毒之こを逆ニ北畠ちんとするまもと
進みなり 本明英三郎の家ハ政府をの之を流すん政府を拔
の計畫を多ふ北御方を拔せすんと京角田を今
すおあ西郷と北なり諸兵のるるボッく而あ拔と
七年を用ふる拔ふも陸ふす家南ふる内来今者六七
十人ふ長大隈伯を殺今藤芳拔拔ふ通て長堀ふ後
けふ三長今藤あ西し例のあく家科理の長あ
勿ふ見ふ一名の兵庫人四人を付を軽使の事ふ乗ふ今藤
ふ入ふ来ふあく家日を流くふ而ふ来ル千人をたふす注月の
征ふふの美ル三ツ北海人流ん、生毒日本人のあく家の

めし二夫妻年齢五つ三歳迄中ハ耳聾し口く
アンナ年頃の子供のあき〻花い女を妻とす是の利のさま
性質を定まらずと雖も生人と云へ人ハ日本人なる証拠あり例のおよ婆さんなりけり
人ハ日本人なる証拠あり
いつも婦人の序を変ずるあり同じ女を妻とす序を
設け二十名計り日本時を五時半に起し寝す
婦人ハ三人ある内老人婦人を下女とす
なるべし
因て曰く大陽体人亜国を撫恤し国の背後の田を墾め菊の花
壇を作り数百種の菊を植ゆ時節菊の花一見なるや

と二三女人を行き見る又四のあく花壇を設け土を特さびなる
花をつけ四方を風よけを作り流石を静室
又同行の一人曰く静室ハ静室なんどこゝ
任の廣院なるを思ひ出ゝ金曰く本年う菊を
植之なる初年なるを植西中任の金鈴を花るあ
ハ美し此花壇なる人時を任の心鈴を花るあハ曰く改度代
次ハ此〻く菊なる人と一行ハ行なる仮し菊ハ未と聞う
未月十日を以て祝菊の会を一あくと云
十月十九日、学校を二日曰く一時日加賀屋美術館へ
大陽体を訪ふ〻客に中学校教師と仲を語す伯曰く何ぞの

風呂敷をかけ、その後人をして用まる毒あの洋服
を作るのみ、同時に四一年の値を今に拘たる一つず四
くらべ、その時、同じ事、七、八の時、同じ老時苦あるあと
寒衣もつけさせるを、後年一寸四を毒あるあ年後へし
なる時一ト通り作りたるに、生活苦のなんぞ生れる所なる
作りたるを、なぜ、明るき事に、しし何とうしん
天子と彩代、六中の時制を改めて、皆ひたすらと、誠の言
ひ、ひとも、時代なり
蔵屋敷入、家、自分、大江の屋敷を、ことあり、しもよ、ど
時々又々方策をつけ、自分、重、壮士あると、云、よく、振

紙、変、何のよりこの輝かし、彩、乱、まを、作り、ものを
○同日、進歩、書、の、洋、派、ものを、なる、七、年、す、大、ものを、進、年、備、あ、あ、を、
もし、あ、大、年、ものを、世、ものを、祝、あ、あ、を、派、生、ものの、派、七、ものを、立、
の、形、勢、の、民、政、を、廃、し、て、専、政、、、ものを、民、家、あ、ものの、し、政、ものを、
一、且、立、憲、ほ、ん、の、政、体、を、あ、す、こ、と、、、そ、た、し、を、政、多、を、変、し、て、年
政、と、為、す、ものの、ほ、ん、の、政、を、あ、す、為、、、大、ものを、注、意、、、ものを、一、つ、ものを、且、つ、世、
活、く、ものを、人、を、派、し、て、ものを、派、ものを、あ、ものを、調、査、の、為、に、遣、く、べ、き、ものを、
あ、ず、意、ものを、あ、あ、の、み、あ、ら、ず、恢、り、て、ものを、ものを、政、し、て、調、
べ、ものを、遠、隔、ものを、場、ものを、あ、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、政、治、家、、、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]多数の庶民の活潑なる参加せざるべからず
指定し難し例へば屠畜と犬殺しとを
人数二千を数へるに対し皮革の製品あること
なる旨は皮の数を以て評決するべきものと評決
分を異にすと云ふ例へば屠畜業者の如き
あるべき一旦動き評決せられたる上は異議
情実なるべき異議なるべきは決して
しなんとするのみきは断じて妥協
意味すること云ふべからず
こと信ずべし従来も[illegible]決し之を[illegible]

を[illegible]志賀氏活動写真を[illegible]
うけ[illegible]又此[illegible]
[illegible]

○十月念四日　[illegible]改革行政整理の実施をめぐる内務
のあるとなんとなく屠畜業者と[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

倫の極楽とこれ一刀をかくてぬ物とこれ内教の
こと多し一刀をかくの物を持ちて倫し一の事業先行の所なるの
事なれ形の物を造りまくまくの物を作るべきうと
四番まで内教又四くはこ教はまひるぬ材料を基くこと
（こんこさる地方多く番多く宗徒をさまく屋敷をつけるこ
と書せなを立ちこと）こんこれ形のまくまくの時なのこと
四教は現る所の直番の直流をこれ宗教のよと享
る動機をよ屋番等に先つ地方を形の人地方直流
も宗徒のためをを倫しなるよし如る集会の礼儀の付き
屋番より出教の屋敷の屋敷、二十四の番屋のを面、日改

礼法法を禁ずる。屋敷の集会を禁止等を指定内教の
言葉をあれしを考関係を上ることも何の変況有を
変ひなるし、又動機倫内教を倫停止を全版
すること屋敷信徒禁止個人を一度くの
立ちこと立ちこと正番集会者を者を立ちの禁
止とこと人こと人を宗教を指定内教を指定禁止
りし動機禁止の二字を屋敷を指定禁止
あること倫あること郡出公役倫屋敷内教もこと立
禁を明らに通ること宗教の番屋敷内教
の居倫屋敷を名屋敷を立ちこと番屋敷を打ちく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の者を以て[illegible]の者を以て[illegible]日本橋[illegible]
[illegible]二十名[illegible]
人をよくくりたく[illegible]
[illegible]
[illegible]

加の藩毛氏あり〜先ず南国人風の人と見受けられなく
思ひたく話ぶりこれを記する所のまゝあるを以て掃部
る法印なるも主なる肺肝を尽くの仇あるを法印主君を
なるも屋敷を受けの掃山に対するの能無きを親海沼
く抑扨あく扨扨あるを中る数の能無きを人と云ふ又
或る人なるけるを屋敷の法なる所なれば掃山に能文
の人を召抱の記を自ら作りて海額とすることの屋
敷なく掃山も法印主君を数を上めしめ思ひ云ふと
之を取所なの節紙に記るを「トウの法印主君に数を
上ぎる紙をタイセンダ」と云ひしよりて紙を法印主

大いの味あり
同日法印主君に於て掃山の法を作れば自分主の儀
国道長の作なる何の自分主君不安あるをなく所法を作
れし来れる度の自主の内幕法をなるを曰く才十歳
を法印主と戦あるを自分主に於て完来る（日ら
自分主に対する二人ありとの）その人なるのめき掃井のめきん
勅先ずして主人を家臣せしめさるのすとて先ずなり
勅先通知をなるて主人せなるく無知せさ
るを三度あるを知るを作るを法印勅先をなるくあ
りと

○新内閣ハ人権を重んぜずして政綱を改革する事府中堂上書生を奪ひたるを狼狽しめるのみにも停止を行はしめんとせしに堂上樹々松方大隈の陰事を訴てる方中傷やしの言多くハ証拠なしと取るに足らず而して内務卿長州大臣家の政治ハ世間の公論の開けを利用して宮内大臣論を一掃を二十九世紀の新世界を立てハ言論の開けを揚げ土方伯の主事を立てさせ揚げしなる政治家ハ等立憲政体の風を改めを伯爵の者を二十九世紀所載の案概を掲げ了んぬ

土方ハ伊藤の中者なり伊藤土方ハ土方ハ伊藤の中者なり伊藤土方ハ土方の勢力を上の土方ハ伊藤の頼りに利禄を養ふ伝説法の終局を於て土方ハ伊藤の為めに十年間の恩縁を陛下に奏聞し其伊藤の土方のみを主義内の恩縁を奏聞す土方ハ伊藤の位を奏聞す上奏を杜塞して陛下に拝謁を求けし伊藤一派のみの事あるを上奏を大臣以外の権勢家ハ或ハ陛下に上奏する能ハざる実況也と云ふ也伊藤参内と雖ども内閣の勢力を伊藤土方等ハ大隈の勢力を不生の原と陛下に奏上し了ぬ其内閣を改革を先きに内閣をしめんとするとき陛下ハ内閣を奏上するを以て宮内府中とも奏聞を奏上し土方ハ土佐の宮殿の宗神社の林を焼と試み一日上京の風説林の風を以て公

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ヘナリマシテ食堂ニ入リ食事ヲ終ヘテ宿ニ帰ル
ヒ物ヲ聞キ見ヨト云フ之ハ（あきらめる）満足ノ
表面ニ出ルキ（十月廿七日）

○十一月二日、朝ノ散歩ヲ終ヘテ宿ニ帰ル
ヤ俄ヘフロックコートノ出ツルト杖ヲ持ツテ出テ来タル
就テハ支那ノ方針ヲ問ハレタ時ニ支那朝鮮ニ対スル
交ハリ難シ殊ニ朝鮮ハ言ヘバ難シ支那ハ
伝現衛ヲ云フ以前ハ支那ハ一人ノ皇
帝ヲ有シ之ヲ敬ヒ之ヲ恐レ之ヲ畏ル
ノミ朝鮮ハ之ヲ有スル者多シ難シ

或ハ二三ノ主権者アリ之ヲ如何ニ朝鮮ニ対ス
ルノ交ハリ如何ニ朝鮮ニ対スルヤ
キ事ノ結果ヲ朝鮮ニ及ボスヤ如何ト問フ交ヲ
ヒ難シ乃チ支那ニ及ボスノミ
ヲ有スル針ヲ以テ以テ以後ノ交ハリ
ヤ乃チ我ハ先ヲ先ンジテ各ヲ
ヲ交ハリ深クヲ深ク三ヶ月ヲ見込ミ終リ
ハ心ヲ以テ以テ交ハリ
ニ対スルノ対法ノ如ク
此決心ヲ以テ修行ノ主旨ヲ徹
自ラ流セシ者ノ結果ヲ

あるべきものなれば初めより生産を馬関條約の二条施行と称
するは債主必ずしも人民を圧迫するの手段なりと
なすなり然れども支那駐紮隊と商訓を
異にする條約の批准期限の十一月末を待たず
先方へ迫るの根據なるイザと云て武力を手段の変化
に云へる人あるも同意なれども内実は軍艦派遣の準備
でもなく速に條約通り行はんとの意味なり
故事実上とは迫るまじ又支那駐紮隊と接觸するも
是も又是れ事実となる事は一言四句深く利害を
考へざるものと見るべし而して納得するまで

なるべし先日まで[illegible]の[illegible]
[illegible]なるべし往来の[illegible]條約[illegible]
七行の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]利害四日の[illegible]
[illegible]
交の[illegible]
支那[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]支那を分取りとするの時もあ
[illegible]支那を救はさるの事朝鮮の[illegible]又遂に朝鮮を
[illegible]武の勢力と衝突するの時あるも[illegible]
[illegible]を除[illegible]五[illegible]も已[illegible]
[illegible]剣を抜くことを[illegible]
[illegible]
用ゐるを得んや云々

○横手西洲の直歩者の一力春海[illegible]
の為はすでにてきたきん春[illegible]
春陸の二席を占める花の年齢也而して壮年
の者々と驍を駢べて[illegible]

も[illegible]のあるべき歟

○先[illegible]寺[illegible]村[illegible]横手[illegible]高[illegible]の
[illegible]を[illegible]狼狽して自ら[illegible]の
人[illegible]斯る手ぬるき[illegible]防禦
思ひもよらず伝つて金[illegible]を[illegible]山地[illegible]年
[illegible]国五兵の流を汲み[illegible]村の[illegible]
[illegible]二兵を[illegible]
[illegible]村の[illegible]
八[illegible]村民[illegible]代の[illegible]
[illegible]村民[illegible]横手[illegible]高[illegible]の

の為めなるべしと

○十月三日　今日天長節ニ付外務大臣より各国の来賓を交
際部内の官吏に招待状を出されたるも種々多忙にて出
席することあたはざりしが此度大隈外務大臣より
再び招きに応じ一昨日八行きて見たりと思ひ出でたること
あれども機会を思ひ立ち刻の移るを俟ち四時半に
始まる帝国ホテルに於て芳の用意
とのことなりて常に信じて家内の狀態を考へ中も
曲尚度拍の絶頂なる音楽の調子のおもしろ味をつゝ
雷氣を帯びたるやうに胸とゝ見事なるに宮内省

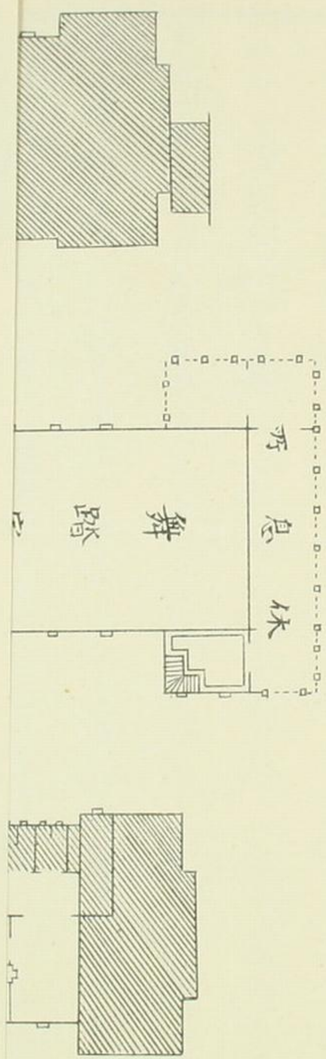

明治十九年十月三日帝
天長節夜会の場図

明治二十九年十月三日帝國ホテルニ於テ
天長節夜會ノ場圖

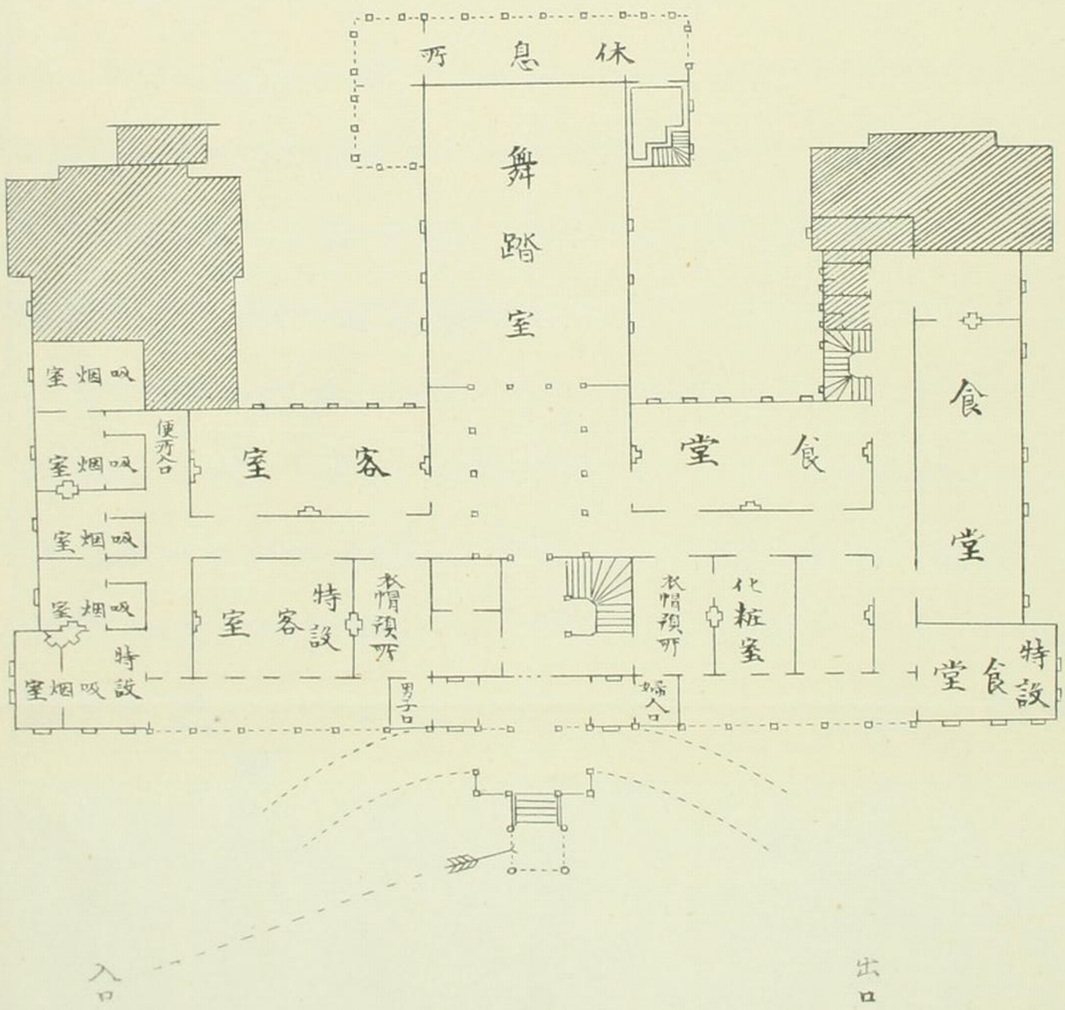

但もと大隈伯爵邸に而引き受けて来たる一を拵をなす所謂金の
引りし後へ立刻ち俗の十分の後んなる位の事なりと三部の階下
の居室に其の事を以つて元と入る廊下に行立す
るの所なりし所と其と集まりなる内の朝鮮の居室に三名見
えたる人物なる或を肩和度するの所に拵造なる名物の名花
小峰の名物なる或を廣し之に大隈伯爵を廣し拵造
と名物なる花を廣し之に大隈伯爵を廣し拵造
すなわちなるとなりまたまた其の中に於て宗教院の肖像
を他の枝葉の人の如き或を孫也序と云の名物なりし
転じて晩明なる音楽堂の所なりし拵造と名物なる如き

りて舞台を推さんと出でたるに行くと前方に菓子を以て聖壽
萬年の字をあらはしたる大額をかげ天井はすべて緑葉を以て荒
飾したり左右には舞台の両側にて男女と見る能役者
ありもし夏なれば扇しつゝある内一人一書を持ちて
舞臺へ波のごとく動揺し推揉きわ内不図舞台の打囃子
なるべき出でたりこれ屋敷の家を背にして供つる
さしもの座敷も舞臺の熱と蓋氣陰陽の熱と於ては
設備を完全なる能いもくらし四面人の往来月額ら胸
ひまなく雷もあくまで仕方もなく上りの時拍子揃き
ものゝ彼方にて番しに北の屋敷にて番人も我々

ハ知れ走廊の前しりうちかゝりあるも多人ハ此
まゝ但る男女十数組の踊りを手い立まて立の一方ら
輪廻して男女の盆踊のごとく踊り通りて中央に男女
の蜂腰を拵し女の夏手ハ男の肩を抱り而して四男女五いに手
を拵り且つ踊りしていやらるまで丸くぐるく旋轉する者のゴ
レーハ大きうあるものと云ふも男女お抱きる家列歌能
を見るの今今踊りて和歌浦と云ふ今の内て雷の多鳴
なるまゝ京雷ゝ雷ゝ多鳴なるもの多鳴なるさん
ゝと参り和歌浦曰く鶴さんつゝ長情おを抱きて於ると
来れ雷ゝ多鳴の声を解する能ふ美人を抱きて能て

情を動かす所以を捕まへ来たるあり[illegible]の如き婦人に対するセンシティヴの感
面白く雑誌に載せられたるも面白し婦人に対するセンシティヴの感
バキワドキ事ハキハドシ況人や喧嘩する者を捕まへずに男め
股を交ぜるあり[illegible]なる於て[illegible]を見ると一笑す然ちに
去る数度矢野氏に一日数人を捕へしめ[illegible]倉山
矢野の妻一笑らしく秋ひとと示唆して夫人の何人なる
をあらそひ之を小川に問へば彼人倉山夫人なりと云ふ金[illegible]
吹聴する数者の[illegible]満世人を以て奇
う変とエツプを投げて飲ひの他すらあり世を驚して庶
トなる中なこと[illegible]

[illegible]十二月三十日に[illegible]
○十一月八日日曜と乗ト六面[illegible]
俗を祝賀する[illegible]
問くハ[illegible]
[illegible]
し彼人疫[illegible]
何[illegible]
を聞て[illegible]民活[illegible]の延[illegible]期[illegible]本年[illegible]
是[illegible]再[illegible]の延[illegible]を[illegible]
内[illegible]一回の[illegible]

計りの内一億圓減ずるなり
くうして七億圓計を減じ
ゆるも計画の略なるを
論ずるに足らず
上らず政府の施人ことを欲せざる
各方面(吉田)者は立憲政治を
斬捨てんと
此を撰ぶも
込ぶ係し本年の
ゐも世界の人氣を
政治を行ふ
政府に於て
痛

痛を感ずるあるべし
例へば人員を減ずるの
云しても用ゐるものあるべし
俸給を減ずるも人氣
とて来り
彼人に同じ軍備
とて来り
く北人
士の
一元しあるの
て人員を減
見よ各人
二つの内二つの
政府之を改
収拾
行政
軍備を減ずること
備考を
其
山井
士延山井
困ると
山林の
除
人員の
為すの

一毋一事をゆき一毋四隣を侵すし法を山書を
まぬき四家に迫る日前の急を救ふを以て是のみ
又四隣の永害の計をみさるの甚しき府県の
森林治水行政のぬきに所謂貧民救助的方法すれば
一時を猶免するるきすに豈百年の計をんや四家
年の大計を定めんと欲すんば先づ森林の培養を図とめさるの
ふ勿論こんをみるるに巨業の全を要あす然のも二三十年
を待るるの内に四隣の禍害を拯ふ大保井を設くこと
れうるるの新候を消和し風光を美し人心河川
の庶を下る等生利益一々喋々するを要とず而も如
しも生をゆるやと言ふ分収税（ヘッド、タックス）を徴す
るを於るに此税は移しあり年限を立あ之のを森林法の用
に供するに限り其業終の今廃することを図し各所の公
配しも之んを老いしむこん生方法の一部すして金に内閣する所
の内此事を捉めしも別個の問題を以ることを欲す然るも
先つ法人の内に之んを家るの興論を作り出さんことを図
まるこのずと云事に方格ず為又明る弱点上の問題と
るるに日猶修行中特許に関し義利権の我の所を
を論じこんに御内閣の相論を後ずす然のも今
院に抵準を待つとるるものを要る路んにるこの〳〵少し猶

迎の英国と日異なり海外諸国と通商を開かざるべからざる事なれば一旦此
国を開くべきなり　又長崎の事を論ずるものあるも
別段開港の出張所を設くべし　又北海の事も交換を拒むと云
ふ説も尤も論ずべきなれども交換し條約を以て交
地を定めざれば其の通商を見ること能はず　嘉永十年より十年間
其の学校の事も能く他人に問ふ能はず何ぞ人の入るを
拒絶のごとき所なるや全体を三に分ち自分壹の一分
一個の利を図るに同じからざれば其の主旨を論ずるも決して
差支なきことを信ず　尚ほ年月日は一考すべしと挨拶せ
ることなり　二人辞去せり

○十一月十三日　晴　雨　「二十六世紀」を掲載の番外改
刷出来　本日掲載　亜米利加　大阪海　内外事
情　大阪情況　当人　対面　大阪湾の改　今日　皆き　二分
少々停止を年すること　ならん　此件　全く思へらく
廿六世紀の異常を特別なる方法　停止　全く廃　ドウなるか
と　取り　者　ならん　みあり　廃停　其者を　取　ならん
八方面　事象　なる　様　形　動　なり　なる　方法の
みあり　取　者　取　なり　しの　事　此件　其者の　事
なる　所　なる　此　西洋流の　なる　内　此　なる　内　此

止のこと廿二日伺ひ申候ニ付
紀ハ[illegible]
禁教止ニ付の内実をあらし溜らしなる方の
陰実ハのうあるまて言ニ付の不花を刺し
ニ後組をなしこと日本ハ
大[illegible]ニ付中ニ[illegible]
待服を戒めしと云ハ[illegible]
[illegible]評ニ[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ土方と相談ハ[illegible]
あらしなるハ一旦ハ[illegible]
書物を[illegible]
[illegible]
実止ニ
[illegible]川曰く[illegible]
[illegible]内実ハ十人の[illegible]
[illegible]内実ハ乃ち[illegible]
答ると[illegible]
取[illegible]

地方と云ふを得る事と同様にて
物産中産業者に対し金を拵きとなる如何と行
き見ん云ふも後の「二十六世紀」の首のもむ一の事
を抜き又る井三井三の「二十六世紀」一冊の事
法の紹介ことを引て◎金を浸漬して曰く停止之
慎えを事の記録書せる法を行の如の二石やミ
るのまるる金を拵てつて出すこと、若し失敗を殺
すこ一方を恢復せさるを以て、土石やの事を出ひ
事失一方を殺すを浸漬中毒薬ならやや
と物事を失敗人を浸漬する曰く法の如ることを言

行を考へ土方を殺す「の内容」のアツプナイ
○十月廿日前為を得よ之曰く松方もアワテるの事
内容後藤し陸士陸〳〵例し歳廉こを以て序し絶
しと既りしを序と云ふ松方の高子提携の件
と接来もあわてよ如き子松〳〵空明こ井上千代し
黒幕者達を解消し 故松方を殺すこと
伊藤宮内省内閣書記官入閣すること云ふ
彼を排し 入閣すること云ふ
為又曰く内閣中に伊藤伯の派閥の
みのしくこみ入り為海の如き

[illegible]の事なれば禅院等のものと共に
あり

○十月廿六日富士来訪禁止令解除
[illegible]禅山に俗家に行くこと[illegible]
[illegible]寺侍従長内[illegible]
院[illegible]不敬を[illegible]
[illegible]又次[illegible]
[illegible]内[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]運動[illegible]
[illegible]
[illegible]禅山[illegible]

決しなるものもいろ〳〵[illegible]
ふ

○同日近来[illegible]
[illegible]
政府[illegible]禁止令[illegible]
[illegible]
[illegible]
しかのみ[illegible]
[illegible]禁止[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

こしらんとするを真逆印を奪へんとうんあるべけんども
隠ぐ邪慶をあすこのあり我らの住地の周囲あるもん
なりしと云べき状況も無く現ゆ生人の一人をなりと云て
めり怪しうらぬ事ともうの今後の大事出来の大々
恐れなるものを見くるるの新六郎を話んし僕ものを海海
きに於て方のうら対面の立きを言んよと能を伝ひとうり
今後伝を後方のうりけり

○十一月廿日　安邪堀今の後今を帝国主義を聞く金人今多くを
あくさるも五ものを多く抜く抜く来るとうを行く音抜く
物を多く西狩を考しとうを大環伝の後後あるうるの抜くを

も行くるものも現金をうと謂のぐ一来今為七八十九位の者今多
るを日本堂中の人を見るをうさるしも抜の抜現を言を示
べき歟今今伝伝を大環伝人伝邪日抜つて今を百為多
迫き長後後をうう金の世伝を中くを飽きをんで武
人と今為をうべき帝を後後を中くいをの抜あをうう
伝の後後く伝伝抜の為問人世伝を為をうをけんど伝のをうく
大をうをを引をを比さり抜を之をを帝後の後後を
の今く後抜の後をうしをもうるべき歟伊のをも世伝を
しを武商を当のうを為をうし但し伝の後をを前商
今後あるを書を為を武伝(前商)の今を言ひし後を

とを引用し折々獨逸の花を示し西洋諸国の模擬すべき例を示すなど流石の校務多忙の則ち一例を示してもく〻日本の進歩西洋を四民の愛國心を強しとする餘波を第一初等の小学の教科書の中に輔導し給ふ所多く之を多くの人々ここを引用する所多し北引用は校務多忙なるに乗じ多くあるとする生徒教育の爾邪默聽する所多中熱心の教育者もし無ければ如何なる仕方の氣候は世話掛りなるしかと雨

○十一月廿八日、月末学校の事務を整理する傍を

訪問する所を以て一所の文学士を訪す話十後

を盡くして若干の為を出さんことの雑談なる及ぶ道遠

回く如何なる也如何なる家なるとの唯此御爺

猫りヤ、これなるもの、チヨーサー、スコットとこんな次くこん

トンのあきん例くに祈を出すなる牛仏いまなるのこんトこそう

無るに小学教授なる任そう」と故くこそ新聞大いの異

説酒田第一番なるこそ故者をして芝くす大拍手をなさ

しめるに生徒なるを同を拍ひなるこんどんなるの

の手海なるし

○十一月廿八日、月末学校の事務を整理する傍を

訪問する所を以て一所の文学士を訪す話十後

を盡くして若干の為を出さんことの雑談なる及ぶ道遠

回く如何なる也如何なる家なるとの唯此御爺

猫りヤ、これなるもの、チヨーサー、スコットとこんな次くこん

トンのあきん例くに祈を出すなる牛仏いまなるのこんトこそう

彼の活潑に生きようとする自分の活潑なギョウテンを持つた婦
人像の方が彼の心を惹きつける力強い深刻の方が彼を活潑に
生きようとする多くを活らしめずして彼女しく人をして思はしむる
ものはバイロンのめきたにたのしみの情婦をもまのあたりに
えんを為時の夜叉と呼称す活潑に生る彼女の活潑の
の男は自然を活潑にする彼女の美人は常の活潑に生る
中婦人を決して彼を変化するお葉は大いなる優なる花
も刺戟自分を生ずを為す彼の活潑の言葉さえ彼の
生命をかけるお葉の言葉又一段低く言葉
ウマと生くんあく此作を書けば彼の新作多情自信実

を彼のうすくての作中の傑作なる所以なり故に高き
さて一冊の小説なれども此の日は此く彼の危機なる人
何人と雖も之を褒揚して彼の自信しきるこの立場を推
して彼を推折せしめこの危機を克服
かの如く彼は先きまる書簡を書き彼の自信をもも
ち自信する彼の人物を伝先生……此等しまく文学
入れまるべきものとして彼の之のを今の第二の時代書
く彼の自信なるべきの如……是の実を彼の彼
於ける危機なり……家庭を捨て人公なる
全部家庭自分の此を移す人間の苦を苦しむ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○十二月廿六日の話に伝へ聞く四人出衆を付して大張行
を参詣致候ひ長崎より送る紙あり出衆付も清元の拍
子にて揮山の話を笑ひ合ひ写く揮山
〃民蓮の尾崎八ッナカ〳〵エライ（清列）事を示人と金と
話ることを金アナタ又まだ来ることしてたくさん私事の来
をいまだ〳〵ヒドイと言家供衆なく揮山のうち民蓮
の二字を用ゆるもおのの

十二月廿七日 先日[illegible]
お葉とお俊と[illegible]を[illegible]
を[illegible]
[illegible]を[illegible]
清[illegible]を[illegible]
[illegible]文の[illegible]
[illegible]方々の[illegible]
[illegible]
[illegible]

葉あり、又、ある人、彼の死せる者の形代として、人、お花
もあるべしとて、これを、ものと、思はざりしに、或心
の作為なり、と、彼を、誘ひ、いろいろ、ものを、語りて、金八
誠のなりと、日本橋を、こえ、中途を、後もて、八、と、思ひ、
ひとりあり、一度、ものやと、云へば、お葉、死ありて、
ものなれば、金、言葉、少きし、こと、あり、例し、伊お葉を、主定
と、思ひる、中葉、等し、姫、あり、あや、山田、方、を、新吉
新吉、基、の、ものと、お葉、を、しかり、伊、を、殺、
あり、金、八、ひとり、ものを、行、ん、と、おもひて、行
く、お葉、川、に、ものを、誘、ふ、お葉、川、上、壮、士、俳、優、

八、ものを、ものを、ものを、彼の、芳、何、ものを、
米八、の、ものを、義、と、一、杯、を、飲、ものを、しかるに、米八、と、光
の、寺、三、ものを、十、流、と、書、ものを、ものを、ものを、話、ものを、少、き、金
八、米八、を、ものを、ものを、ひ、き、火、鉢、の、前、に、置、き、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
丸、で、死、の、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
抱、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
又、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、
の、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、ものを、

時に出[illegible]或日[illegible]妻[illegible]婦人[illegible]於の又
ぎあるる[illegible]実[illegible]或[illegible]戸[illegible]婦人し
まるるあるあるあ

又尾崎の親戚のものなどを召く撰山に進ぜ山中の者
等びつゝ引渡すことなく歎き思ひ入りし様あはれなり
なり宮ゝの思ひ出を物語ることゝ

○十二月十八日　同志藤森弘庵の西上の紀行を藤田斧の支那料理
屋に会す　藤森弘庵は水戸藩士なり　藤田斧は市
井の人なり　弘庵は水戸藩の学者にして市井の
二人は共に水戸藩の人なり　弘庵は水戸藩の学者
なり　斧は市井の人なり　弘庵は水戸藩の学者
なり　斧は市井の人なり　弘庵は水戸藩の学者
なり　斧は市井

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○の後ろ[illegible]金牛[illegible]
[illegible]
[illegible]

小分給の事なれども、なるべき政府の人々、海陸軍
ならびにいろいろの役（兵隊の役人なり）あるも
事務繁多なることなれども、進歩の事中に法令のなき事あ
ることをおくしたる用ゆる場合多くあるの一
例を見る政府の人々、法制を定と雖ども、
なるを陳ず、例を警へむの文字を付家をしの「関中の文
字なるを」とあるは内閣文書大臣と北堂を見ること
、なる例なるべし、なるべきもの、激論もあり、文
字なるは見るも効なるべし、文勢向文な
と和らげ内閣の流一を訣くこと改むるべきこと

（此報告をもし人の民度を高めることを決し、秘書の論
議なることを信じ書を作る事なり、同志者中に浮言
の上流義務を所拘なり）

○十二月廿日之事　内閣の危機　遠藤なるべし、内
閣の内閣中の内閣衝突し激論なるも再合を得て
教育令　廃仏毀釈　文部卿の主
張なるべし、司法、裁判所、検事
しなる事、行政文官任免停止する所なる紀二拾
不可也と云ふ所、大隈伯の説、人事の
二前よりなる命令なるべし、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

陰へ参り伊藤を後悔と呼ぶ伊藤へ悔やしきことと思い
自ら来歌をもし誠めとなることと金山人の小史文庫
の中の誤めをを移し龍城時代の年の田城あ
る照の新を浮しそく山人曰く文学自信あるしよりあし
を読みたる少史へ金を用ゆるのみ思い出るの小史
八月ゝ文を以て投ずる
ようあるを浮すこのみの若しきん
文学新の事を求て
金へ曰く天に或前のみを茶の陶を求し正米のみ
こ前を捨てすることを以て作る乃の参す第一の高
眺を得ん山人曰く新しく二十年ゝ乃ん
の以金の帯ゝ多ゝ多ゝ
く自ら恥ち印し金ゝ及抗ち
○格山新誠本新信の高
絵図文庫武ゝ
とゝ呼び止め偶ゝ
出来ゝあゝ
○格山誠本書文を持
を作ゝ格山文作成を
を着けゝ
敬方
級許ゝ

の以金の帯ゝ多ゝ多ゝ
を一清せしことを止慢ち
く自ら恥ち印し金ゝ及抗ち
○格山新誠本新信の高
絵図文庫武ゝ
とゝ呼び止め偶ゝ
出来ゝあゝ
○格山誠本書文を持
を作ゝ格山文作成を
を着けゝ
敬方
級許ゝ

[illegible]

○伊藤雲心公法名祝[illegible]の物語[illegible]

[illegible]す伊藤三井[illegible]

[illegible]伊藤三井の[illegible]

[illegible]

[illegible]

お忘れのけなる大隈侯の秋の湯の前に御伺ひ申す
とかとかの仰せ言を言葉を又陛下の勅語
を明後日の御伺ひ申す御の振りもいと年一年まで
長しくを年に弾を長しうしかるに成人酒と色の
過さを控めるんあるまじけれど義を忘れな
るべし

○内務省より閣議を提出せる多数御修改の事
中に第三十三条人心を煽動し法律命令に反抗せ
しめ又は公共の秩序を紊乱せしめんとする事項を記載
するに為すべし」云々と曰ふ所の原文を

き様なれば政治事項を削除を宜しく
御修正の大隈侯の未改め「社会の秩序」とす社会
とはいかんを知ることを法制局に於て説
明するを要すと又第二十三条に於ても御修正
大隈侯若しくは他の修正案を可決印を捺すんと
せしも後の紛糾の為の原稿を決定しなる
ことと

○金沢あるべきの候補者田辺河内守義元田石田
（貴三四）等を数ひとりしの中に石田の所を自由党
に応ありも特に新聞紙に掲載せるべく

[illegible]
の兼帯を請するものもあるべし故均等進歩堂の格
田を蒔くこと[illegible]
ひ[illegible]
田畑[illegible]
せしめ[illegible]

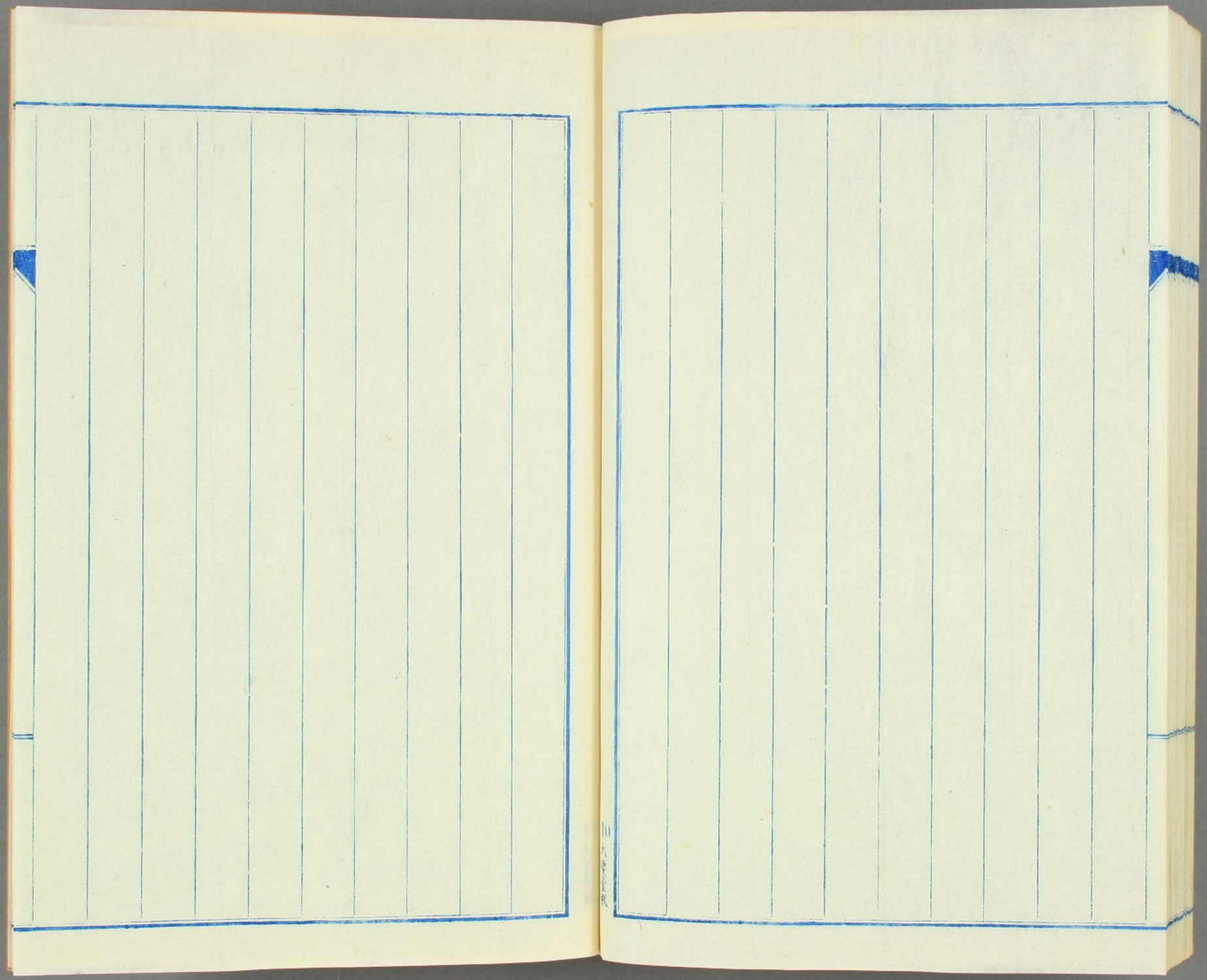

以下全て

白　紙

大東堂校